

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、メディスタットラボ株式会社と称し、英文では MediStatLab CO.、LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 統計解析業務の受託
2. 臨床研究に付随する業務の受託
3. 医学データに関する統計的諸問題に対してのコンサルティング業務
4. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都江戸川区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。この場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集する。

(招集手続)

第14条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役の選定)

第21条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議をもってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役に対する報酬等)

第22条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第25条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払いの剰余金には利息を付けない。

第6章 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第26条 当社の設立時発行株式の数は800株、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第27条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金800万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成20年9月30日までとする。

(設立時取締役)

第29条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 嶋 本 公 司

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第30条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所 東京都江戸川区

普通株式800株 金800万円 嶋 本 公 司

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。